

議案第58号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第27号中「銃器犯罪捜査等作業手当」を「銃器等犯罪捜査等作業手当」に改める。

第31条の見出しを「（銃器等犯罪捜査等作業手当）」に改め、同条第1項中「銃器犯罪捜査  
等作業手当」を「銃器等犯罪捜査等作業手当」に改め、「が銃器」の次に「若しくは銃砲刀剣  
類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」  
という。）又は銃器等と思料されるもの」を加え、同条第2項中「銃器犯罪捜査等作業手当」を  
「銃器等犯罪捜査等作業手当」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

本県警察職員の特殊勤務手当の見直しのため、所要の改正をしようとするものである。